

○日本公開天文台協会の所在地および事務局の所在地に関する細則

(2021年 8 月30日 運営委員会承認)

(趣旨)

第1条 この細則は、会則第12条の2の規定に基づき、本会の所在地および事務局の所在地を定める。

(本会および事務所の所在地)

第2条 本会および本会の主たる事務所を、島根県大田市三瓶町多根 1121-8「島根県立三瓶自然館」内に置く。

2 本会の従たる事務所を、兵庫県姫路市青山1470-15「姫路科学館」内に置く。

(事務局の所在地)

第3条 本会の事務局を従たる事務所に置く。

附 則

この細則は、2021年(令和3年)8月30日から施行する。

<改正履歴>

- (1) 2021年(令和3年)8月30日制定
- (2) 2021年(令和3年)11月29日一部改正 (第2条)
- (3) 2025年(令和7年)9月24日一部改正 (第2条)